



大津市公報

令和4年2月15日
号外(第7号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- | | |
|---|------------|
| 規 則 | 目 次 |
| 6 大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... | 1 |
| 告 示 | |
| 44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮の基準について..... | 4 |
| 45 平成21年告示第102号(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮の基準について)の一部改正..... | 4 |

規 則

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月15日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第6号

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年規則第127号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書)」に改め、同条中「第2条第1項に規定する」を「第2条第1項の」に、「掲げるとおり」を「掲げる図書」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「住宅品質確保法」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)」に改め、「(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。)」を削り、「以下「住宅型式性能認定」という)を「当該登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同様の確認を含む」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「(以下「認証型式住宅部分等」という。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

法第6条第1項第4号に掲げる基準として市長が別に定めるものに適合している旨を証する書面又は適合していることの確認に必要な図書

第3条中「同条第1項の表」を「同条第1項の表1」に改め、「次に掲げる」の次に「事項を明示することを要しないものとする」ことにより、同表に掲げる図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなる場合における当該を「加え、同条各号を次のように改める。

前条第1号に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあつては、当該住宅型式性能認定書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

前条第2号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合にあつては、当該型式住宅部分等製造者認証書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

第5条中「第3項」を「第5項」に改め、「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第7条(見出しを含む。)中「認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する報告書」を「認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書」に改める。

本則に次の1条を加える。

(省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書)

第11条 省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(イ)の項及び(3)の項に掲げる図書

その他市長が必要と認める図書

様式第3号中「」を削り、

「

受 付 欄

処 理 欄

年 月 日	年 月 日	指摘事項
第 号	第 号	
係員印	係員印	

を

受 付 欄	処 理 欄

に

改める。

様式第5号中「認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する報告書」を「認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書」に改め、「 」を削り、

受 付 欄	処 理 欄	
年 月 日	年 月 日	指摘事項
第 号	第 号	
係員印	係員印	

を

受 付 欄	処 理 欄

に

改める。

様式第6号中「 」を削り、

受 付 欄	検 査 欄	
年 月 日	年 月 日	指摘事項
第 号	第 号	
係員印	係員印	

を

受 付 欄	検 査 欄

に、

備 考						
-----	--	--	--	--	--	--

を

自然災害による被害の発生 の防止又は軽減への配慮						
備 考						

に

改める。

様式第7号中「 」を削り、

受 付 欄	処 理 欄	
年 月 日	年 月 日	指 摘 事 項
第 号	第 号	
係員印	係員印	

を

受 付 欄	処 理 欄

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

大津市告示第44号

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年規則第127号)第2条第5号の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮の基準を次のように定め、令和4年2月20日から適用する。

令和4年2月15日

大津市長 佐藤 健 司

認定対象建築物(認定対象住戸(一戸建ての住宅又は共同住宅等に含まれる一の住戸であって長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定の対象となるものをいう。)を含む建築物をいう。)が次に掲げる区域以外の区域にあること。ただし、長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると市長が認める場合は、この限りでない。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

大津市告示第45号

平成21年告示第102号(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮の基準について)の一部を次のように改正し、令和4年2月20日から適用する。

令和4年2月15日

大津市長 佐藤 健 司

前文中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改める。